

令和7年度『生活基盤整備支援事業』の申請を受け付けます

地域の生活基盤である生活道（里道）、農道および林道（いずれも私道を除く）の整備または補修を地域の利用者が共同で行う場合に、必要資材の購入費および作業用特殊機材の借上げ費を助成します。

用排水の水路、側溝の整備、浚渫などのほかに、ため池などの農業用施設の補修も該当します。

今年度工事を予定される地区からの申請を次のとおり受け付けます。

◆申込締切日
6月30日（月）

◆決定方法
予算に限度がありますので、事業の公益性・緊急性などを考慮して申請書の内容を審査します。支援を決定した場合には決定通知書を送付します。

◆申請方法
申請書を建設課で受取り、記入後、直接提出する。

◆問合せ先 建設課土木管理係
☎ 52・5807

■支援の対象となるもの

◆資材の購入費（整備や補修に必要な原材料）

・常温および加熱アスファルト合材、生コンクリート、セメント、真砂土、クラッシュシャーラン、粒度調整砕石、土のう、床版、コンクリート水路、ベンチフリューム、ヒュウム管など

・コンクリート殻やアスファルト殻の処分費

◆作業用特殊機材の借上げ費
・土工機械のバックホー、ダンプトラック、締固め機械、振動ローラーなど
・土木機械の運搬費や燃料費など

※資材の購入費と機材の借上げ費の合計額を、左表の支援基準の限度額の範囲内で助成します。

※原材料は現物支給を行う場合もあります。

■支援基準

支援区分	支援限度額(上限)
道路の改良を主工事とするもの	受益世帯数 × 15万円以内(75万円)
道路の舗装を主工事とするもの	受益世帯数 × 9万円以内(45万円)
水路の整備を主工事とするもの	
ため池補修を主工事とするもの	
用排水路の浚渫取水施設の補修	受益世帯数 × 6万円以内(30万円)
その他 (上記に準ずるもの)	

下水道排水設備の工事は『指定工事店』にご相談ください

☎建設課 下水道管理係
☎ 52-5817

下水道工事が完了し、公共下水道が使えるようになると、排水設備の設置・接続工事が必要になります。町が指定した工事店にご相談ください。見積りは無料です。

くみ取り便所を水洗便所に改造する工事（し尿浄化槽を廃止し、下水道管に接続する工事を含む）の場合、融資あっせん制度もございます。詳しくはお問い合わせください。

◆排水設備とは

台所、風呂場、洗面所、水洗便所などの排水口から公共污水ますに接続するまでの設備で、個人の負担で敷地内に設置するもの

◆排水設備指定工事店一覧（田布施町内の事業所）

※田布施町外の工事店の一覧は、町ホームページでご確認ください（右記 QR コード）。



■宿井、川西、上田布施地区

工事店名	電話番号
(有)安平興業	52-2235
(有)西本砂利	52-3639

■下田布施地区

工事店名	電話番号
大和建設(株)	51-1100
(株)栗原設備	52-1129
福川萬樹園	52-2066
(有)上殿機器販売	52-2441
コウノ設備	52-9011

■麻郷、別府地区

工事店名	電話番号
(有)尾崎設備	55-5924
(有)大三也	52-3169
井原建設(株)	53-1700
大晃機械工業(株)	51-1888
清光産業(株)	52-1166
(株)公司	55-1888
べんりやケイティー	52-4205
しまはらホーム	25-3906
あらた住実	050-5477-7445

■波野、大波野地区

工事店名	電話番号
牛島電設工業(株)	52-2177
(株)カミモト	52-2727
兼本建設(株)	52-2327
(株)オカケン	52-3788
(株)米津金物	52-2143
(株)仲田工務店	52-3328
岡本設備	53-0324
(有)大波野建設	52-1037

（令和7年4月1日現在）